

宗 像 市 長 伊 豆 美 沙 子 様
宗 像 市 議 会 議 長 神 谷 建 一 様

宗 像 市 監 査 委 員 山 下 稔
宗 像 市 監 査 委 員 伊 達 正 信

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果について下記のとおり報告する。

記

1 監査の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 監 査 委 員 | 山 下 稔 伊 達 正 信 |
| (2) 監 査 の 種 類 | 定期監査（財務監査及び行政監査） |
| (3) 監 査 の 対 象 | 対象事務：農業振興課の事務事業（別表）
対象期間：令和 5 年 4 月から令和 5 年 1 1 月まで |
| (4) 監査の実施場所 | 宗像市監査委員事務局会議室 |
| (5) 監 査 の 日 程 | 令和 6 年 2 月 5 日（月） |

2 監査の着眼点及び主な実施内容

農業振興課所管の事務事業について、関係法令及び予算に基づき適正に管理、執行されているかを着眼点とし、宗像市監査基準に基づき監査を実施した。監査にあたっては、予算の執行状況及び関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の結果

提出された書類に基づいて監査を実施した結果、次の点について指摘する。

(1) 支出命令の決裁区分について

宗像市会計事務規則第 6 5 条第 2 項の規定によれば、支出命令の支出区分が資金前渡である場合、決裁の専決区分は部長であるにもかかわらず、課長決裁で処理されているものが見受けられるため、規則に基づき適正に事務処理されたい。

(2) 中山間地域等直接支払交付金に関する事蹟について

宗像市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第 3 条によれば、集落協定の代表者からの交付申請は当該年度の 6 月 3 0 日までに提出するよう定められているが、実際に集落から提出された交付申請は期限を過ぎて提出されているものが見受けられるため、要綱に基づき適正に事務処理されたい。

別表

令和5年度 農業振興課の事務事業（提出書類）

区分	提出帳票台帳・資料の内容	台帳類	資料
個別資料	正助ふるさと村の指定管理に関する事蹟 (基本協定書を含む)	○	○
	宗像市農産物直販施設の指定管理に関する事蹟 (基本協定書を含む)	○	○
	委託料に関する事蹟 (別記)	○	○
	工事請負費に関する事蹟 (別記)	○	○
	使用料及び賃借料に関する事蹟 (別記)	○	○
	負担金・補助及び交付金に関する事蹟 (別記)	○	○
共通資料	定期監査調書		○
	郵便切手等受払簿	○	
	光熱水費等口座引落用通帳の写し及び月々の口座振替済通知書の綴り	○	○
	時間外勤務命令簿	○	○
	出勤簿		○
	備品台帳	○	○

別記

令和5年度 委託料に関する事蹟

1	御木屋池防災工事実施計画策定業務委託
2	大井貯水池水位観測業務委託

令和5年度 工事請負費に関する事蹟

1	久原地区水路補修工事
2	安原池法面保護工事

令和5年度 使用料及び賃借料に関する事蹟

1	宗像市農産直販施設 (かのこの里) 土地賃借料
---	-------------------------

令和5年度 負担金・補助及び交付金に関する事蹟

1	むなかた地域農業活性化機構負担金
2	農業次世代人材投資資金
3	中山間地域等直接支払交付金